

Information

06

軽自動車税を減免します

身体障害者手帳などを持ち、一定の要件に該当する場合は、軽自動車税を減免します。手帳の等級、車両の所有者、運転者などを確認しますので、期間内に申請してください。継続申請については、令和3年度に引き続き、郵送によるものといたします。令和4年度より、継続申請の手続きを簡略化し、確認書類の添付・提示を不要といたします。

令和3年度に減免申請をした人へは、3月下旬に減免申請書（継続用）を郵送しますので、必要事項を記入し、税務課まで郵送で提出ください。

ただし、下記の①または②に該当する人は、申請書類を持参のうえ、税務課が各総合支所市民課の窓口で申請をお願いします。

- ① 継続申請をする人で、車両や運転者などに変更がある人
 - ② 新たに減免申請をする人
- 【申請書類】▼減免申請書（税務課、各総合支所で配布）▼自動車検査証の写し▼運転者の運転免許証の写し▼身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障

害者保健福祉手帳、療育手帳などの写し▼納税義務者のマイナンバーを確認できるものなど

【申請期間】4月4日（月）～25日（月）
【申し込み・問い合わせ】総務部税務課（市民税係）

Information 07

「みやぎ鎮魂の日」に一斉黙とうを

県は、3月11日を「みやぎ鎮魂の日」と定めています。

市では、東日本大震災で亡くなられた人を追悼し、震災の記憶を風化させることなく後世に伝えていくため、一斉黙とうを実施します。

ご理解とご協力をお願いします。
【実施日時】3月11日（金）午後2時46分
【実施方法】コミュニティFM放送のサイレン吹鳴を合図に、一斉黙とうを実施
【問い合わせ】総務部防災危機



☎0220(22)2163
〒987-0595（住所記入不要）
▼各総合支所市民課（市民係）

機対策室（危機対策係）
☎0220(23)7393



緊急告知ラジオ

防災行政無線は、2021年5月からFM電波を活用しています

Information

08

あなたの会社広告を市公用車に

市公用車への広告掲載希望者を募集します。

【対象者】市内に事業所や事務所、店舗などを持つ個人、法人
【広告掲載車両】軽ワゴンタイプの車両17台/年間走行距離1万キロ以上、年間稼働日数200日以上（見込み）
【申込受付期間】2月18日（金）～3月4日（金）

【申込方法】申込書に必要事項を記入して郵送するか持参ください。郵送の場合は、封筒に「公用車広告掲載申込」と記載してください

※申込書は総務部総務課と上下水道部経営総務課で配布するほか、市公式ホームページからダウンロードできます

【申し込み・問い合わせ】

▼総務部総務課（財産係）
〒987-0511 / 登米市
☎0220(22)2091
▼上下水道部経営総務課（出納管財係）
〒987-0702 / 登米市
登米町寺池目子待井381-1

☎0220(52)3314



前面 後面 側面（後列両側ドア）

■ 広告内容

掲載位置 （広告サイズ）	1台につき4枠 ▶車両前部/1枠 ＝縦30 ^{センチ} ×横40 ^{センチ} ▶後列両側ドア/2枠 ＝縦30 ^{センチ} ×横50 ^{センチ} ▶車両後部/1枠 ＝縦30 ^{センチ} ×横50 ^{センチ} ※広告内容に「登米市有料広告」の表示をすること（規格：縦3 ^{センチ} ×横24 ^{センチ} 以上）
掲載方法	ラッピングフィルムやカッティングシートなど、容易に剝がれる素材を貼り付けるものとします（車体への直接塗装はできません）
期間	令和4年4月～令和5年3月
掲載料	1台当たり月額4千円（年額4万8千円） ※広告の製作費、車両への貼り付け、撤去費用は広告主負担です

文部科学大臣表彰

登米市スポーツ推進委員会の会長を務めている関壮一さんが、11月18日、文部科学大臣から表彰されました。関さんは、1994年から推進委員、現在は県スポーツ推進委員協議会副会長として尽力されています。



関 壮一 さん
（南方町青島・63歳）

農林水産大臣表彰

伊豆沼農産は1月21日、農林水産大臣から「令和3年度地産地消等優良活動表彰」を受賞されました。本表彰は、伊豆沼農産の地場産農産物の利用促進による消費拡大などの観点で優れた取り組みが認められたものです。



伊豆沼農産
代表 伊藤 秀雄 さん

Information 09

下水道の早期接続と排出汚水量の認定制度

下水道に早めの接続を

下水道が整備されている地域に住んでいる人は、下水道に接続することで、家庭内雑排水が直接側溝に流れないため、悪臭などが無くなり、水路や河川の水質が改善します。公共用水域をきれいにし、自然環境を保全するためにも、早めの接続をお願いします。

排出汚水量認定制度について

水道水以外（井戸水など）を生活用水として使用している人、下水道に一部のみ接続している人、製造業などの事業を営む人で、水道水の使用量と下水道に流す汚水量が大きく異なる場合は、排出汚水量の認定制度により、下水道使用料を算定します。

排出汚水量の認定申請をする人は「排出汚水量申告書」を提出してください。「申告書」は、上下水道部経営総務課（市

役所登米庁舎1階）に備えておけるほか、上下水道部市公式ホームページからダウンロードできます。

排出汚水量の認定制度に該当するケース

- ▼水道水以外を生活用水として使用している
- ▼水道水を次の用途で使用している①牛や豚などの畜舎で使用している②出荷用に、年間を通してビニールハウスなどで野菜や花き栽培に使用している③製造業などで製品に多量の水を使用している④育苗などで一時的に多量の水を使用している（原則として1カ月分のみ）

※新規の申請は、随時受け付けていますので、ご連絡ください

※現在認定を受けている人も、年度ごとに「排出汚水量申告書」の提出が必要です

【申し込み・問い合わせ】上下水道部経営総務課（業務係）
☎0220(52)3311

登米NPプロジェクト昭和 上籙医療賞受賞

広報とめ11月号で紹介した東北医科薬科大学病院診療看護師（NP）と、豊里病院、登米市訪問看護ステーション、豊里老人保健施設、松風園、光風園、ゆりの郷との連携プロジェクトが、12月20日に昭和大学上籙記念館で開かれた受賞式で、公益財団法人昭和大学医学・医療振興財団の「第8回昭和上籙医療賞」を受賞しました。

本賞は、地域保健医療と医学・医療分野の教育において創造的で先駆的諸活動を行い、大きな成果を挙げた個人とグループを顕彰するものです。地域保健医療の質向上と国民の健康増進に貢献した幅広い地域の公益性の高い活動として認められ「地域保健医療貢献部門」で受賞しました。

市医療局では、今後も東北医科薬科大学病院をはじめ医療・介護などの関係機関との連携を深めながら地域医療の充実に努めていきます。



（前列左から）豊里病院佐藤看護師長、小寺院長、東北医科薬科大学住友准教授（プロジェクトリーダー）、登米市訪問看護ステーション三浦所長、東北医科薬科大学病院黒澤診療看護師、（後列）プロジェクト関係者ほか